

海上交通安全法

1 案内情報

- ① 手続名：緊急用務指定証の書換
- ② 手続根拠：海上交通安全法施行規則第 18 条
- ③ 手続対象者：緊急用務船舶使用者
- ④ 提出期限：変更があった場合は遅滞なく。
- ⑤ 提出方法：原則、書面又は電子申請
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：緊急船舶指定証、変更事項を証する書面（詳しくは提出先にお問い合わせ下さい。）
- ⑧ 申請書様式：第 2 号様式
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先にお問い合わせ下さい。

2 窓口情報

- ① 提出先：所轄管区海上保安本部長に提出して下さい。
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：提出先の管区海上保安本部

3 手続情報

- ① 審査基準：
- ② 標準処理期間：7 日程度
- ③ 不服申立方法：